

開示実施手数料の減額(免除)について

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

平成 年 月 日付けの開示実施手数料の減額(免除)申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

1. 対象となる文書の名称とその開示の実施方法

文書の名称:

開示の実施方法:

2. 減額(免除)を求める開示実施手数料の額

3. 減額(免除)が認められない理由等

(注1)

開示の実施を受ける場合には、開示実施手数料が必要です。

(注2)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、機構に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、機構を被告として、福岡地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591